

総務文教委員会記録

令和3年9月1日（水）

12時47分～13時43分

第1委員会室

(委員) 西村委員長、芦谷副委員長

三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

(総務文教委員会 所管管理職)

坂田総務部長、邊地域政策部長、河上教育部長、琴野消防長

佐々木総務課長、大屋政策企画課長、草刈教育総務課長、田中消防本部総務課長

猪狩総務課総務管理係長

(事務局) 下間書記

【議題】

- 1 所管事務調査事項について

(1) 8月14日大雨災害時の対応について
(2) 浜田市の日本遺産について
- 2 9月9日（木）の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて【総務文教委員会分】

◎ 令和3年9月定例会議 総務文教委員会審査について

日時：令和3年9月9日（木）10：00～ 場所：全員協議会室

【予定議題】

- 1 請願等の意見陳述
- 2 陳情審査
 - (1) 陳情第213号 指定管理施設についての指標一覧の公表を求める陳情について
 - (2) 陳情第214号 市の業務改善を求める陳情について
 - (3) 陳情第219号 交通事故防止対策を考えることを求める陳情について
 - (4) 陳情第220号 協働のまちづくり推進条例に基づく取組の推進を求める陳情について
 - (5) 陳情第221号 障がい者と健常者の出会いの場の創設を求める陳情について
 - (6) 陳情第222号 災害時の避難所として宿泊施設の活用を求める陳情について
 - (7) 陳情第223号 スキー事故の父兄の要求する4つの項目について回答するよう教育委員会等への働きかけを求める陳情について
 - (8) 陳情第224号 飲酒運転同乗の事実確認を求める陳情について
 - (9) 陳情第225号 指定管理選定委員会委員選任基準の検討を求める陳情について
 - (10) 陳情第226号 回覧板情報の提供方法の検討を求める陳情について
 - (11) 陳情第227号 市民にとって分かりやすい条例の作成を求める陳情について
 - (12) 陳情第228号 市民が傍聴できる会議にZoomの活用を求める陳情について
 - (13) 陳情第229号 人口減少によるメリットを考えることを求める陳情について
 - (14) 陳情第230号 学習面で活躍する児童・生徒への応援を求める陳情について
 - (15) 陳情第231号 社会状況の変化に応じたSDGsの推進を求める陳情について
- 3 議案第64号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第66号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第74号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について
- 6 議案第75号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う財産処分について
- 7 議案第76号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更について
- 8 議案第77号 浜田地区広域行政組合規約の変更について
- 9 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 同意議案（人事案件）が追加提案予定
- 11 執行部からの報告事項
- 12 所管事務調査について
- 13 その他

【議事の経過】

[12 時 47 分 開議]

西村委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。
牛尾委員は本日は欠席されている。したがって出席委員は7名で定足数に達している。レジュメに沿って進めていく。

1. 所管事務調査事項について

西村委員長

9月9日木曜日に開催する当委員会における所管事務調査について、委員からの要望があれば伺いたい。委員から資料提出を求めたい案件や執行部に説明等を求める必要のある事項があれば、申し出ていただきたい。

三浦委員

今後の浜田市における日本遺産の考え方について、少し執行部の考えを伺いたい。

日本遺産の制度ができたいきさつを取ると、オリンピック、パラリンピックに向けてのインバウンド対策が大きな命題としてあって、その一環でつくられた制度だと思っている。ほかにもいろいろ理由はあると思うが。パラリンピックも閉会した後に日本遺産に対する国からの支援制度等がなくなる、もしくは今までよりも小さくなる、細くなるのは想像できる。

浜田にある日本遺産の今後の管理、今は観光が扱っているとのことだが、文化財として例えば神楽の位置づけをどうするか、北前船寄港地の場所の取り扱い方といったところを今後どのように整理していかれるか。ちょうどよいタイミングかと思って、少し気になったものなので一度整理して伺っておきたい。

教育部長

この件は、今は観光なり、産業系が絡むので、その辺は事務局でも協議してほしい。制度的なもので文化庁関係であれば教育委員会でお答えできるかもしれないし、今後のことについて、活用やどうするかについては、観光面も含めると産業の思いも出ると思うので、どういう扱いにするか事務局で協議していただいて。

三浦委員

調査内容としては今、国からのいろいろな支援制度のもとに日本遺産のPRなどいろいろとされていると思う。それを今、現在トータル的な日本遺産に対する浜田市のかかわり方とこれからについて、お伺いしたい。

したがって部長が先ほどおっしゃったように所管の整理で、ここでないということであれば結果的には控えないといけないのかとは思いますが。

教育部長

そもそも制度は文化庁であり、うちが無関係ということではない。少し調べさせていただいて、事前に調整させてもらい、全部お答えできなかった場合どうするかも含めて協議させていただきたい。

三浦委員

願います。

教育部長

基本的には市のかかわり方、制度については調べてお示しできるのは示したい。あくまでも現時点ということでご了解いただきたい。

芦谷副委員長

関連して、今、三浦委員からもあったが、津和野今昔、日本遺産の。これが文化庁から要件に当てはまらないので見直すという新聞報道があった。申し上げたいのは、文化庁との関係でもし調査されるのであれば、

日本遺産の活用などに対して、文化庁からこういった要請が、あるのかなのか。その辺、できれば県下の状況なども報告してほしい。

教育部長

市はそもそもこういったストーリーでということで申請して認められたわけなので、一定の考え方は出している。それをしなければ本来認定されない。他市のものと言われたが、なかなか苦しい。発表されたものはわかるが、そういう指摘を受けたものというのはあまりよい情報ではないので。

芦谷副委員長

わかる範囲で、浜田市の石見神楽と北前船の関係で、文化庁の要請なども含めて課題があればという意味である。

教育部長

市の2件については、まだ新しいものもあるが、それについては調査させてほしい。

上野委員

人権相談について。旧自治区に相談員がおられて支所などで人権相談を受けるが、この2、3年の相談件数を教えていただきたい。地元でどうしても聞いてほしくない方は法務局へ行かれたり、本庁へ来られたり、ということもあろうかと思う。中山間地においては高齢者も増え、ヘルパーなどにも相談しにくいという声を聞く。それがコロナ禍で逆に減っていたら心配な部分もある。大体の件数を知りたい。

地域政策部長

所管が地域政策部になる。人権相談の相談員が受けた過去3年の件数ということで、各地域別の件数と資料でよろしいか。

上野委員

はい。

下間書記

地域別だけでよいか。法務局への件数は不要ということで。

上野委員

はい。

西村委員長

ほかになれば私から1件。

疑問に思う点で私が問い合わせを受けた経緯があるため、情報としてぜひ知りたい。

8月14日の大雨のとき、多分、災害対策本部を立ち上げられたのではと思うが、その際に災害レベルが3から4に水位が引き上がっている。避難指示を出す際にレベル4ではなくレベル3の避難指示を出したことについて問い合わせがあり、資料にも持ってこられた。会議でどういう状況把握をされたのか、時系列のワンペーパーを私も見せられて、確認した。

知りたいのは、災害対策本部を立ち上げられて、時系列的にどのような流れのもとでそういった避難指示の判断をされ、実際に指示されたのか。レベルとしては、4なのに、レベル3の高齢者等避難の指示を結果的に出すと判断された根拠について知りたい。

総務部長

時系列的にということであるが、スポットでどうこうという話ではないが、総合的に判断しているので、そういうことをご報告すればよろしいか。

西村委員長

はい。

総務部長

了解した。準備する。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では所管事務調査事項としては、日本遺産にかかわることが1点、2点目が人権相談の件数、3点目が8月14日の災害対策本部の対応。以上3点でそれぞれ資料提出と報告をお願いしたい。

2. 9月9日（木）の委員会審査日程等について

西村委員長

10時から全員協議会室で委員会を開く。予定議題についてはレジュメの囲み部分になるので、ご承知おきいただきたい。委員会の流れについては、この前試行的に行ったような形になる。まず議題1の請願等の意見陳述ということで、当委員会には先ほどの全員協議会でもあったが15件という多くの陳情が付託されている。その全てに意見陳述の希望が出されて2名がされる予定になっている。前回と同じ形になるので1件3分以内となっているので、それだけでも最大45分かかることになろうかと思う。進行にご協力をお願いしたい。

陳情審査は先ほど言ったように2名からの提出で15件となっているが、一応今日の時点で参考人招致として呼ぶ必要があるかどうかお諮りして、決定しておきたい。

参考人招致は不要ということではよろしいか。

（ 「はい」という声あり ）

では参考人は呼ばないことと決定しておきたい。

なお15件のうち13件は市長にも提出されているようである。どの内容も市の現状や対応を確認させていただかないと判断がつかない、そういう内容が多いように思うので、執行部にはそういった意味での確認をさせていただくことになろうかと思う。ぜひご協力をお願いしたいが、よろしいか。

（ 「はい」という声あり ）

ではそういうことで、ご協力のほどをよろしく願います。

なお審査は1件ずつ行い、採決はまとめて行いたい。この点についてもよろしく願います。

レジュメには議題9までしかないが、10が追加で人事の同意案件が出るようなので、実際には当日は議題の3から10までとなるが、この8件が市長提出議案となる。そのようにご承知おきいただきたい。

次の議題11、執行部からの報告事項については現時点で8件と聞いているが、これは変更ないか。

（ 「はい」という声あり ）

8件あるとのことなので、よろしく願います。

この報告事項も補足説明のみとして、委員からはその後質疑を行うという、今までどおりのやり方でやりたい。事前に熟読をよろしく願います。

議題12の所管事務調査だが、先ほどの3件について資料と説明をよろしく願います。

以上が9日の審査当日の予定議題となる。委員及び執行部から、議題2について質疑はないか。確認しておきたいことなど。

（ 「なし」という声あり ）

3. その他

西村委員長

執行部からその他何かあるか。

（ 「なし」という声あり ）

委員からあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので執行部におかれては退席されて構わない。一旦、2、3分休憩する。

《 執行部退席 》

[13時 10分 休憩]

[13時 17分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。

4. はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて【総務文教委員会分】

西村委員長

方向性としては正副委員長で、どう対応するかについて文案をつくってくるということで前回まとめたと思う。少し読んでもらって、当然意見があろうから、ここは変えたほうがよいという意味のご指摘があれば一番うれしいが。

三浦委員

最後の「後者」というのは。

西村委員長

市の検討会のこと。

三浦委員

検討会に対して、意見要望等を行うということか。

西村委員長

要するにそういうこと。永見委員などからそういう要望が上がっていたように記憶しているので、そういうことも含めて。

三浦委員

よろしいかと思う。

西村委員長

「後者」は「市の検討会」でもよい。

下間書記

「関係機関」でどうか。

西村委員長

そのほうがよいかもしいない。「関係機関」に変えておいてほしい。

次の件は、文章が長いので短くしてほしい。

西川委員

発言提案についてよく指摘していただいたという評価はあるのだが、実質的にゼロ回答になっているので、例えば今後、新設する場合のネットでない場合のステーションについては市の統一したものを検討するなど入れてあげたらどうか。

西村委員長

そのように考えているのだが、ここでご意見を頂戴したほうがよい気がしていた。

三浦委員も先日執行部に、こうあるべきではないかというような立場で聞かれていた。何かばらばら感がある。3階でまちづくり交付金など、補助金扱いのものが二つあって、3通りあるような表現だったが、窓口を通して補助金を受けて実際には設置するのだが、一方では環境課では設置されたものについて場所くらいは、確かにゼンリンに落としてあってわかるが、それがどのような形状かは皆目把握されていないという問題は誰も感じている。

永見委員や上野委員からも、果たして現状でよいのかという点については、やはりまずいのではないかと。

例えばこういう製品が材質的にはよいとか、ハード的な意味でも、あるいは景観上の意味でも、4種類くらい推奨タイプのひな形を5種類くらいつくって、この中から選ぶような方法で、環境課がそのデータベースをきちんと掌握するような形でないと、補助金を出しながらまずいとは、

多分誰も感じたと思う。

しかしそれを書くには重いなと私も思った。また、直接的にはそれは今後の執行部と委員会の対応になるし、基本的には山根さんとかかわらないのではと思ったので、山根さんに返さなくてよいのではないかという思いも正直なところある。

ただし委員会としてはそういう方向で物申すというか、一つのアクションとして関係各課に申し上げていく姿勢は、実際に見せていかないと、これを生かしたことになるかと。

私は現状でよいとは思っていないが、そのことをあえて山根さんに返すことは必要ないのでは、という思いのほうが強かった。

芦谷副委員長

①のところ、そういったことについては意見を含めよくわかるので、執行部に伝えるという程度でよいと思った。例えば我々の地域では廃材を利用して自分でつくっている。必ずしも、きちんとしたものでそろえるのはいろいろなことがある。ある程度地域の実情もあったりするので、景観だ、住民の利便性だというのはよくわかるので、それを伝えるということで1番は置けばよいと思う。

西村委員長
三浦委員

皆の懸念は私もわかる。全否定になる。

そうしたら先般の委員会の中で、先ほど委員長が言ってくださったように私から質問した経緯がある。

そのときのことも踏まえて、設置に関する補助金申請窓口と環境的視点から指導するセクションの連携が十分になされていないということは、もう明らかになった。

西村委員長
三浦委員

それは誰も感じている。

十分でなく、その点については、先般指摘して、今後整理するとの回答を環境課からいただいている。

その動向を見守りながら、景観に配慮した施設設置に努めるよう、こちらから指導するというか、働きかけるとするか、きちんと見ていきたいと思う、くらいにとどめて返してあげれば。

もちろん、各地域ごとの事情があるから全部はなかなか難しいが、しかし環境配慮と設置の連携は必要だし、ご指摘の点はごもっともだから、という。酌み取っている感じでお返しすればよいのではないかと思う。

西村委員長

①はそういう表現に変えようか。私も少し愛想がない自覚はあった。ご期待に沿えるような名文になるかはわからないが、努力する。

西川議員

②も当日の発言から、この作成の意義を読み取ることができなかったというのは発言者に対して冷たいかと思う。

西村委員長

これもまた一言言わねばならないのだが、本当は今からでもよいので連絡先を教えてもらって真意を聞きたい。

それで文面を変える必要があれば変えたい。正直に言うと真意がよくわからない。

ただ、僕の頭では必要性を感じない。マップと言いながら、まさか環境課がゼンリンに落としたあれではなかろうと思うので。どの程度のマップ作成をイメージして発言されたのか。彼女の書いた原稿の中にはマップの話は出てこない。多分、発言の場に立つまでに考えられて、原稿に加えられたのだと思う。

芦谷副委員長

②の意味は、行間を読めば、例えばごみステーションは通勤中にある程度柔軟に、どこでも捨てられるようにという思いがあるのだろう。

西村委員長

しかしそこは聞かねばわからない。

芦谷副委員長

ごみステーションマップについては、環境課で管理しており、必要があれば問い合わせをとという程度でよいと思う。

西村委員長

聞いてから考える。

下間書記

委員長からご本人に聞いてもらって、しっかりした回答をつくるのか、それとも利便性の可視化の趣旨についてさらにお伺いしたいものだ、という内容で返すか。もう少し聞く必要があったというだけを返すやり方もあるかと。本当に聞いて回答案をつくるどころまでやるのか、もう少し趣旨を聞いてからとするか。

西村委員長

それは答え次第だからわからない。

下間書記

だから聞いてみるということか。

西村委員長

②は次回、9日に繰り延べ。

西田委員

それまでに委員長が聞かれるのか。

西村委員長

はい。町内を超えてごみ出ししたいという意図があると思うか。そうになると問題だろう。

三浦委員

委員長での認識としては近所のごみステーションがわかっている、ほかのところは知らない、だからマップは知らないという感じだったと思う。それでこの回答を書かれていると思う。一方で引っ越しの方にはきちんと最寄りのごみステーションがどこなのかは既にきちんと案内される仕組みになっているので、その他の設置情報は必要ではないのでは、ということには一旦至った。

ただ、山根さんの指摘によって、ごみステーションをほかのところにも捨ててよいかなどは結構曖昧だった。その指摘によってごみ捨て基準の曖昧な部分が浮き彫りになった。ごみ出しについては今後整理が必要だという気づきをいただいたということで、そこは提言とは違うところなので、今後ごみ出しについては地域の管理になっているので、まちづくりの視点からもしっかり意識したいと思う、くらいで、かわして。マップの作成については必要ない、とお戻ししながら、そういう感じでよいのでは。

西村委員長

意図はわかる。

三浦委員

彼女の意図を再度確認して、その返し方でよいか委員長が確認されるということか。

西村委員長

その真意がどこにあるのか。それが見えないと。私は単純に取っただが、考えてみればそれもおかしい気がする。まさかどこに捨ててもよいとは思っていないと思うが。

三浦委員

町内が管理しているから、そこがだめと言えそうなるのだが、この間の話だと関係ない。なぜなら町内会に入っても最寄りのごみ箱へ捨ててよいと市は見解を述べている。

自分が今住んでいる家の裏口を出たところにごみステーションがあるのだが、住民票は別の住所で、町内会も住民票のあるほうに所属しているので、住んでいる家の裏のごみステーションは利用していない。しかしこの間の話だと入れてよいという話だったので、それはよいのかと。

町内会長から、まだ定まってないなら自治会費は払わなくてよいと言ってくれて、払ってないからごみステーションの利用を遠慮しているのだが、市のルール上はよいことになっている。すごくおかしい。

西田委員

まず市のルールを明確化しておかないと。利便性はもっともだが、公平なルール化をしておかないといけない。

三浦委員

しかし、どこのごみステーションでも見つけたらそこにごみを捨ててよいことにしたら、本当におかしい。町内会が管理しているのに町内会に入っていない人がごみを捨てるのは。

上野委員

指定された物とは違う物が入った袋が回収されずに放置される場合があるが、誰が捨てたかわからなければ誰がそれを処理するのか。

永見委員

例えばビンの日に陶器が混ざっていて回収してもらえない、それが町内のものでないからいつまでも置いてある、という形になる。だから町内でのごみステーションの利用方法は、町内でルールを決めている。

三浦委員

だからその辺がすごく曖昧なのである。

西村委員長

曖昧でよい点もあるのだろうと思う。隙間がまるきりないと、それはそれで困る。

上野委員

執行部とそれを話すきっかけにはなった。

西村委員長

結局、町内会に入っていない人間は結論としてどうすればよいかわからない。

三浦委員

この間聞いていて僕もそう思った。

西田委員

町内会で空いた家などを個人的な企業買って、企業がそこに住んでごみをたくさん出す。しかし町内会に捨てたらいけないということもある。それは町内会との話し合いをしてもらうか、違うものを自分で設置するかを考えないといけない。個人と企業ではまた違う。

西村委員長

事業所ごみと明確に値段が違うし回収方法も違う。一応今の話を参考に、また、山根さんとのやりとりで、もう1人の回答文案を9日にお示しして、また意見を伺って最終決定としたい。よろしく願います。

以上で総務文教委員会を閉会する。

[13 時 43 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 ㊞